

図書館司書養成大学院構想（ただし架空）

田中 岳文（東海大学）

長くて恐縮ですが、まずは次のAとBをお読みください。

A)「司書講習という「点」のみによる選抜ではなく、図書館情報学教育、司書講習、図書館実習を有機的に連携させた「プロセス」としての司書養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、司書養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである図書館司書養成大学院を設けるべきである。」

「2. 図書館司書養成大学院

(1) 目的、理念

ア 目的

図書館司書養成大学院は、図書館が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司書講習、図書館実習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。」

「(2) 図書館司書養成大学院制度の要点

ウ 入学者選抜

- ・入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部成績や活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。
- ・多様性の拡大を図るため、図書館情報学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるべきである。」

「エ 教育内容及び教育方法

- ・図書館司書養成大学院では、図書館理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。
- ・教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとするべきである。
- ・図書館司書養成大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新図書館司書試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。
- ・厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕

組みを具体的に講じるべきである。」

B)「ライブラリースクールは、図書館情報学部出身者も、またそれ以外の人も求めている！」

「経済学や哲学、また工学や医学などの諸領域の学士達が、それぞれの専門を生かし、特殊領域に強い司書になっていくことを目指している。それらの者に、図書館学の基礎を集中的に教育し、その上に高度な専門訓練を与える、という構想だ。」

タネを明かしますと、AとBどちらももとは、法学分野におけるトピックの法科大学院（ロースクール）に関連した文章です。Aは昨年だされた「司法制度改革審議会意見書」¹⁾、BはAを受けて準備されている、わたしの所属大学の法学部（しかも同じフロア）の法科大学院構想説明会²⁾のポスターからです。それぞれ法学／法曹養成に関する言葉を、図書館情報学／司書養成に関係する言葉に置き換えてみました。たとえば、“法学”を“図書館情報学”、“法曹”を“司書”、“司法試験”を“司書講習”（ちょっと強引ですが）といった具合です。法律に特化した括弧書きの例示を一箇所だけ削ったほかは、本当に機械的に置き換えただけです。“法科大学院”は“図書館司書養成大学院”としてあります。

実現可能性はともかく、案外無理なく読めるのではないのでしょうか。法学と法曹養成の関係は、図書館情報学と司書養成の関係によく似ているようです。どちらも、理論の枠組みを持ちながらも、裁判所や図書館といった、実務現場を持っていること。実際の現象や手法を考える上で、領域や主題が大きく絡んでいること。どれもちょうど当てはまります。だからこそ、このように単語の置き換えをしただけでも、非常にすっきりおさまる文が成立するのでしょうか。

では、図書館界と法曹界の状況の違い点はなんなのでしょうか。あるいは、法学ではこのような話が現実には立ち上がるのに、図書館情報学では立ち上がらないのはなぜなのでしょうか。また、将来こういう形になる見込みはあるの

でしょうか。

そもそも、図書館分野においては、今すぐできるかは別にして、専門職大学院の必要性はあるのでしょうか。おそらくあるでしょう。専門職大学院は、主題知識や現場経験をそのなかに織り込み多様な人材を養成するシステムとして機能しうると考えられます。そうした図書館人は今後確実に求められるはずです。

では、実現にむけての可能性を考えたとき、法曹分野とはなにが違うのでしょうか。

まず、社会構造における両者の置かれた状況が違います。法曹界では、資格がないと働けないわけで、そうではない図書館界とは状況が異なります。さらに、法曹界なら、望めば投資にみあった報酬が期待できます。それだけ人材供給が追いついていないともいえるでしょう。毎年1万人以上もの新たな資格取得者を生み出しながら、何百名分かの働き口しか用意できないという現実とはまったく違います。

そして、いま現実に機能している養成システムのレベルも直視する必要があります。現在の司法試験は3万4千人以上受験して、合格者は1,000人に満たないという状況です。『2009年問題』、つまり同年に受験者数と入学者数が同数になる状況がいよいよ視野にはいり入学者のクオリティも相対的に低下傾向にある一方、司書にも求められる資質は高くなっていきます。四年制大学および短期大学の各司書課程において、受講した学生のうち無

事取得にいたった学生が数パーセントなんていうことは、大学経営事情から現実には許されないでしょう。

加えて、図書館現場と図書館情報学がかみ合っていない現実も浮かび上がってきます。法学では法曹の人材養成をその系の中にきっちり位置づけている（ように思える）のに対し、図書館情報学が司書養成をその系の一部としているとは、現実には必ずしもいえません。³⁾ それゆえ、こうした構造やレベルの話を、合理的・現実的に進めていく場がないということでもあります。これも重要な点でしょう。

このように、専門職大学院構想をキーワードにして図書館と法律分野を並べてみると、よく似た形を持っているにも関わらず、内実はまったく違った状況にあり、参考となる材料がいくつもみえ隠れしています。今後しばらくは、わたしの職場の近所で現実に動いていることを、図書館の立場から注意深く観察してみようと思っています。

1) 原文は次のページでみられます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-3.html>

2) 2002年10月18日東海大学内にて。100名を超える参加があったとのこと。

3) これについては別の拙文もご参照ください。

田中岳文、特集:図書館情報学の新たな方向、司書課程と図書館情報学、図書館情報大学附属図書館報、vol.18、no.3/4、2002、5p.

2002年度第二回JLA図書館学教育部会研究集会のお知らせ

1. 日時と場所

日時: 2002年12月14日(土) 10:30~17:00(受付開始10:00)

場所: 日本図書館協会新会館 東京都中央区新川1-11-14 東京駅から徒歩20分

地図は<http://www.soc.nii.ac.jp/jla/kaikan.html>にあります。

2. テーマと内容

e-Learningと図書館学教育 図書館学教育のファカルティディベロップメント(5)

10:00 受付開始

10:30- 基調講演 梶田将司 (名古屋大学)「高等教育機関における情報基盤の高度化」

12:00- 昼食

13:00- 講演と事例報告

植村 八潮 (東京電機大学出版局)

「米国大学における電子教材の動向と課題」

大城 善盛 (同志社大学文学部)

「司書課程における図書館学教育とEラーニング」

酒井由紀子 (慶應義塾大学医学部メディアセンター)

「ノースカロライナ大学でのオンラインコースを受講して」

16:00-17:00 討議

3. 参加費・申込方法

参加費: 図書館学教育部会員500円、非部会員1,000円、非日本図書館協会会員1,500円

申込方法: ①氏名(よみ)、②所属、③電話番号、④連絡先(住所、FAX番号、電子メールアドレスのいずれか)、⑤日本図書館協会図書館学教育部会の会員かどうか、の5点を明記して、下記の申込先に電子メール・FAX・はがきのいずれかで、12月11日(水)までに。

申込宛先: 〒464-8601 名古屋市中種区不老町 名古屋大学附属図書館研究開発室

Phone: 052-789-5699(直通) Fax: 052-789-3693 逸村 裕

E-mail: hits@nul.nagoya-u.ac.jp

郵便・FAXには「附属図書館研究開発室 逸村宛」と明記してください。

図書館・情報学教育・研究のブレーク・スルーに向けて

高山 正也（図書館学教育部会長）

1. はじめに

去る10月24日に前橋で開催された今年の図書館大会第12分科会のテーマは「ネットワーク社会と図書館員の専門性」というテーマで、70名を越える参加者のもと、熱のこもった討議が行われた。その詳細は本部会報の別稿に譲るが、基調報告の筑波大学の杉本重雄氏、東京大学の根本彰氏、駿河台大学の岸田和明氏はそれぞれに外国の事例と図書館・情報学研究の視点から、現在の日本での図書館・情報学教育に言及した。それは期せずして日本の図書館・情報学教育の不十分さを具体的に示す結果となった。

すなわち、杉本氏は「現在の司書資格に専門家としてのどの程度の意味があるのか疑問を感じる」と現行の図書館・情報学教育に疑義を呈し、根本氏は「図書館・情報学には構造的な問題がある」として、養成の基盤となっている図書館・情報学が学術研究や教育の場において関連分野の核や基盤になり得ていないことを指摘した。さらに岸田氏は図書館・情報学が「手続きの」知識ではなく「原理」を教える必要があることと、複雑高度化する情報主題内容の「中身」と「感覚」の体得の必要性を指摘し、このためには現行の図書館法施行規則に縛られた画一的な司書養成教育は時代遅れだと断じた。

これらの指摘はいずれも傾聴に値するが、図書館法とともに始まった現在の司書養成教育は50年余の歴史を有し、その結果、問題の根は深く、社会構造的な問題解決を必要とし、その解決には長期にわたる時間を要すると思われる。しかし、だからこそこれらの問題解決には今すぐ取り組み始めないと、図書館・情報学教育の時代や社会の要請との乖離はますます大きくなる。

今回の講演者は図らずも現代の日本の図書館・情報学研究の分野でも第一線に立つ人たちであり、その講演内容は自ずから、研究と教育とは表裏一体をなすとの前提に立って行われた。一方、図書館・情報学教育が社会的に影響力を持ちうる専門職を養成するのであれば、実務と教育の分野もまた不可分でなければならない。

2. 図書館・情報学の研究対象と研究方法

本部会報の第63号で、根本氏は図書館・情報学の研究パラダイムの欠落を指摘し、「図書館・情報学は研究対

象の選び方に問題があっただけでなく、方法も未熟であった」として、図書館・情報学の「外部」としての「現場」との交流の必要性を指摘し、「多くの研究者がそうした現場やシステムとのつながりを先鋭的に意識し、普遍的な方法を持って研究を始めたとき、「外部」にとって注目すべき成果が生み出される。これが刺激になって、「外部」は解決すべき課題を見出し、研究者に問題を投げかけてくる。」と指摘した。確かに、図書館・情報学が実証的な専門職としての司書を効果的に養成するためには、研究と教育と現場とのトライアングルの有効な関係の構築・維持が不可欠である。このことは、日本の図書館・情報学教育の向上には、単に図書館・情報学の内部で教育と研究に携わっている人間だけでは解決できず、「外部」を含めて図書館界全体が関与すべき、根深い構造的な問題に原因があることを物語っている。すなわち、図書館・情報学の研究水準が低い、従って、教育のレベルが低い、その結果司書の能力が低いという連鎖が生じているだけでなく、現職のレベルの低さや研究教育サイドへの無関心が、研究・教育サイドへの然るべき問題提起を無くし、その刺激の無さが研究・教育を安易なレベルに放置する結果となることにも気づく必要がある。図書館界という図書館・情報学の「外部」にみられる教育研究への安易な感覚と姿勢は他の専門職に関わる研究・教育分野に見られる現職と研究教育の場との緊張感のある関係とは大きく異なる。専門職を必要とする現場と研究教育の場（大学）との緊張感のある関係は研究教育レベルの維持に貢献するだけでなく、更には現職者の研究教育担当者、具体的には大学教員への登用の場合にも厳密な資格審査を必要とし、その結果、研究教育レベルの向上にも貢献する。

今（2002）年度の第1回の研究集会（4月28日開催）での「シンポジウム：資格付与とカリキュラム」において、司書資格付与を目的とする図書館・情報学教育の基本的問題点として既にこれらの諸問題については指摘しておいたが、その要旨を以下に再録する。

3. 図書館・情報学教育結果としての司書資格取得者の問題点

司書資格取得時点での実力の不十分さに起因する司書

資格の権威の無さと社会的な司書イメージのレベルの低さに全てが集約される。この問題点の基礎にある実力の不十分さとは、短大や2ヶ月の講習や通信教育で取得できる教育水準の低さであり、高度な教養の欠如であり、岸田氏が手続き的知識に偏りすぎると批判したとおり図書館・情報学の知識主題内容の貧しさに起因する。これに資格取得者数と資格を生かして図書館に就職できる人の比、すなわち需給バランスの悪さが拍車をかける。もとより、短大であれ、講習であれ、通信教育であれ、有能な司書が出ないわけではない。問題はそうのように安直に資格を取得できることが実力のない資格取得者の存在を可能にする。そうなると悪貨は良貨を駆逐するのである。

4. 司書資格問題発生の原因

日本における図書館・情報学の研究と教育の発展を阻害する司書資格問題とは、司書の専門性の未確立という一点に帰着する。何故未確立なのかと言えば、約半世紀も前の図書館法制定時に図書館界と行政当局が図書館法に基づく司書の制度確立に当たって、専門職として司書を確立するために取るべき手だて・決断をしなかった、忌避した結果であると言える。爾來50年、未だに司書の専門性を高めようと言う論調には必ず日本社会の既得権を守るという伝統や、公立図書館の司書が専門性を主張するのは公務員の人事管理に馴染まないという視点からの反論がなされる。そうであるなら、司書の専門性の向上と専門職としての社会的認知の獲得はあきらめるしかない。あきらめずに司書の専門性の社会的認知を高めようとするなら、関係する日本社会の構造改革をしなければならないはずである。その構造改革とは一例を挙げれば、司書の専門性とその社会的認知の向上と引き替えに図書館界の既得権を見直す事である。具体的には豊富な経験を有していても専門性のある司書資格の取得基準を満たさない図書館職員には専門性を認めないのが諸外国の通例であるが、図書館法制定時に日本の行政も図書館界もこれを忌避したが、今一度これを行うだけの決断がなし得るか。専門性を有すると自己主張する公務員司書がその業務を素人集団に外部委託している。本来あるべきはそうではなく、司書でない公務員が図書館業務を専門性の高い司書集団に委託することであろう。このようなことのできないその原因こそ既得権を守ろうとする姿勢であり、公務員司書の専門性を阻害する人事管理上の壁である。司書の専門性や能力を高めるために日本の図書館界はまずこれらの問題に象徴される構造改革が必要と言うことである。このような基本的な解決無くして、

小手先での問題点を糊塗するだけでは、抜本的な図書館・情報学の研究と教育の向上発展は望めない。

このような観点から、去る4月の図書館学教育部会の研究集会では、「カリキュラムを改善することで司書問題が解決できるか？」という問題提起がなされた。しかし結果は現行のカリキュラムの抜本的改革（単位数の増大も含む）には、多くの図書館・情報学開講校からの時間割編成上の制約から、積極的同調は得られなかった。また単位数を増やさず科目の変更や科目の教育内容の変更（科目シラバスの作成）にもその内容如何では担当教員の変更や増大につながることから、現職教員や大学経営者の反発を招く等、カリキュラムや、単位数だけで、司書資格問題や、図書館・情報学の研究教育向上問題の解決には直接的には繋がらないことも明らかになった。

この司書能力の向上と図書館・情報学の研究・教育水準の改善・向上の論議は、我々の図書館学教育部会の創世期以来、諸先輩達も含め、連綿と続けてきたテーマである。しかし、その検討の多くは単位数の増大と若干の科目の手直しに終わり、専門性の向上確立、図書館・情報学のレベルの向上には繋がる議論の累積性に乏しい。

5. 将来への展望の可能性

結局、4月の研究集会でのこの問題についての結論は、将来の図書館界を取り巻く環境変化・図書館業務の変化に期待し、併せて、高度職業人養成や専門職大学の構想など、大学における専門職養成の制度化の進展に期待するとの、他力本願的な結論しか見い出せなかった。これは、先に述べた、日本図書館界の構造改革に手を付けない限り、問題の本質的解決は無いことを意味する。しかし構造改革には時間がかかる。痛みを伴い、その痛みを被る人たちの抵抗・反発もある。この間、手をこまねいては、図書館・情報学の研究と教育の状況、さらにはそのようにして育てられる司書を通じての図書館の現場の状況が更なる悪化を招く。

司書の専門的能力の乏しさ、図書館・情報学の研究レベルの低さ、及び教育の質的不十分さは指摘されて久しく、問題の解決の難しさは尋常ではない。そこで、今我々がすぐに行うべきは、この状態を招いている状況を打破するための問題は何かを正しく、詳細に究明することである。問題を正しく設定できれば、例えばその問題が容易に解決できなくとも、解決へ向けての一步を踏み出すことはできるし、その一步・一步を累積してゆくこともできる。今こそ「教育」も「研究」も「現場」も原点に立ち返り、何が根本の問題かを見つめ直すときではあるまいか。

図書館情報大学が消滅し、筑波大学……に

山本 順一（図書館情報大学⇒筑波大学&図書館情報大学）

本年（2002年）10月1日、図書館情報大学が消滅し、その実質は筑波大学のなかに図書館情報学群、図書館情報学系、図書館情報メディア研究科として、取り込まれた。これとあわせて図書館情報大学の一部を切り出し‘知的コミュニティ基盤研究センター’なるものが新設された。わたし自身のことを言えば、筑波大学への転任辞令を受け取った。それと同時に図書館情報大学の併任辞令も受け取った。‘併任’というのだそうであるが、民間には通用しない奇妙な論理がそこには存在する。

民間企業のA社がB社に吸収合併された場合、A社は名実ともに地上から消えてしまい、A社の従業員はすべてB社の社員になる。ところが、図書館情報大学が筑波大学に吸収合併され、そこの教職員と施設設備が筑波大学に移され、図書館情報大学は地上から消えたはずであるにもかかわらず、面妖なことに、亡霊のような‘図書館情報大学’が残るというのである。図書館情報大学が実施した入学試験に合格し、図書館情報大学で勉学することが予定されて入学してきた学生・院生がいる限り、実体のないはずの図書館情報大学が‘虚在’する。私立大学が私立大学を吸収合併するときにも、国立学校設置法の附則が定めるこのようなチンケな論理を使うのだろうか。

世界最大規模のライブラリー・スクールであった図書館情報大学の誕生から今日にいたるまでの歴史については、略年表と寺田光孝教授の人柄が随所にあらわれた怪著「略史」を含んだ『図書館情報大学同窓会橋会八十年記念誌』（2002. 9）に詳しい。本稿で、中途半端な歴史を綴る必要は感じない。

吸収合併から1か月、現在のところ、図書館情報大学の敷地は筑波大学春日キャンパスと呼ばれ、そのような表示が付け加わっただけで、‘進駐軍’にコントロールされているわけでもなく、わたしとわたしのまわりにいる学生、院生の日常生活とその意識に目立った変化はない。しかし、カスミ×××かどこかにいるかもしれない‘黒幕’をのぞいて、今後の変化について、明確なイメージはもちがたい。もっとも、安っぽい国立大学の統合劇の先陣をきったのと同じく、目睫に迫っている‘国の財布と政策’に従属し、当分は翻弄されることが間違いない‘独立行政法人化’でもまたトップの‘榮譽’に

輝くと誰もが信じて疑わない。

この程度のいいかげんな見通しをもって、これまで慶應と並んで（だと思う）この国の‘図書館情報学’の教育研究の拠点であった組織、勢力の今後を占うという無責任な叙述であとの紙幅を埋めることにしたい。

‘新構想大学’と呼ばれたもう新しくない大学の少なからずが、当初の3学期制を捨ててゼミスター制に移っているなかで、ふたたび小学校のような3学期制に復帰する愚は個人的には耐えがたいが、その図体がでかすぎてにわか小回りの利かない筑波大学は、国立大学一般の風潮がそうであるが、旧七帝大などを追って、大学院大学化を推進しようとしている。‘図書館情報学系’とその名をあらためた旧図書館情報大学のスタッフもその波をもろに受ける覚悟はすでに出来ている。みずからの研究領域を再構成し、十分に差別化されマーケットの見込める大学院に仕立て直さなければならない。最近、ときに‘コンテンツの科学’なる言葉も飛び交っている。

ひるがえって、図書館情報学の先進国、アメリカのライブラリー・スクールは、最近、まったくパツとしない。大半のライブラリー・スクールを一部に含む学部、研究科のディーンには、コンピュータ・サイエンスを専門とするものなどがすわり、伝統的なライブラリー・サイエンスの教育者たちはすみっこに追いやられている。ライブラリー・サイエンス自体への入学者の規模は小さく、卒業生のマーケットも収縮している。一方、図書館情報大学の国際的な研究交流の相手先のひとつであるここも規模は大きな北京大学信息管理系（日本の図書館情報学部、同研究科に相当）は、その一部を分離し、あらたな学部長、副学部長のもとで再生を期している。

図書館短大別科に学び、図書館情報大学とともに歩み、その揺籃期からの歴史にもっとも詳しい、敬愛するわが寺田先生は、最近、ときに「80年続いてきた図書館情報学の灯を自分の代で消すわけにはゆかない」と悲痛（？）な叫びを口にされる。あとに続くものとしては、できる限りの協力は惜しまないつもりである。この組織に‘不良債権’があればそれを解消し、健全化したうえで、学内外の社会的認知を高め、研究教育に邁進し、再出発の道を力強く歩んでゆかなくてはならない。

同志社大学における図書館情報学教育

大城 善盛（同志社大学）

1. 学部レベルの図書館情報学教育

同志社大学では図書館情報学教育は学部レベルと大学院レベルで行われている。最初に学部レベルの図書館情報学教育を紹介する。学部レベルの図書館情報学教育は3つに分けて考えることができる。一つめは、多くの大学で開講されている司書課程である。司書課程は同志社大学では全学部の学生を対象にしている。同志社大学では文部科学省の司書養成科目に準拠しながらも、表1に見られるように大幅な科目修正を行っている。そして、同志社大学で司書の資格を取得するためには最低34単位の履修が必要である。

2つめは、学校図書館司書教諭課程である。同志社大学ではその課程も全学部の学生を対象にしている。表2で分かるように、文部科学省の学校図書館司書教諭講習規程に定める科目にほとんど準じたカリキュラムになっている。それらの科目は、教員免許取得のための「教科または教職に関する科目」にも充当されている。

3つめは、教育学専攻のカリキュラムの中で教えられている図書館情報学教育である。司書課程および学校図書館司書教諭課程担当の専任教員は二人おり、彼らは教育学専攻（他大学の学科に匹敵し、9人の専任教員で構成されている）に属している。そのような状況の中で、表1および表2の司書課程科目の中の「*」印の付いている科目は教育学専攻の専門科目にもなっている。そして多くの場合、それらの科目は他学部、他学科、他専攻の卒業単位にもなっている。他の表現をすれば、表1で「*」印の付いていない科目は、司書の資格を取得したい学生が履修しなければならない、余分の科目（同志社大学では自由科目と称している）ということになる。

司書課程および学校図書館司書教諭課程担当の専任教員二人は教育学専攻に属していると上記したが、「属している」のではなく、「構成員」であると言った方が正確である。その二人は、1-2年生対象の教育学基礎演習も担当すれば、外書購読（教育学専攻の学生のみを対象）も担当する。さらに、3-4年生対象の教育学専攻のプロゼミ、ゼミも担当する。外書購読も含めてそれら

科目の内容は、教育学プロパーである必要はなく、文献探索法、学校図書館、情報リテラシー（その教育も含めて）、といった教育学と接点のあるものであればよい。

さらに、教育学専攻のカリキュラムでは2人の専門性を生かして、「学校教育図書館論」と「学術情報利用教育論」（大学図書館利用教育論）という専門科目も開講されている。簡潔にいうと、教育学専攻のカリキュラムの中に図書館情報学が一つの柱として組み込まれているということである。しかし、その図書館情報学は、文献探索法、学校図書館、大学図書館利用教育、情報リテラシー教育といった教育学と接点をもつものに限られるということである。それは、下記に述べる大学院後期課程の設置に伴って再編成されたカリキュラムで、2000年というごく最近から実施されているものである。

表1 司書課程科目表

	図書館法施行規則に定める科目	相当科目	単位
必修科目	生涯学習概論	生涯学習概論（*）	2
	図書館概論	図書館・情報学概論（*）	2
	図書館経営論	図書館経営論	2
	図書館サービス論	情報サービス論	4
	情報サービス概説		
	情報検索演習	図書館演習Ⅰ	4
		情報管理（*）	2
	レファレンスサービス演習	図書館演習Ⅱ	4
	資料組織演習		
	図書館資料論	情報資料論	4
	専門資料論		
	資料組織概説	児童組織論（*）	4
	児童サービス論	児童サービス論	2
選択科目（※1）	図書館及び図書館史	図書館史（*）	2
	資料特論	史料特論	2
	コミュニケーション論	パーソナル・コミュニケーション論	2
	情報機器論	視聴覚教育（*）	2
	図書館特論	学術情報利用教育論（Ⅰ）（*）	2
最低取得単位数			34単位

※1 選択科目からは2科目必要

表2 司書教諭課程科目表

学校図書館司書教諭 講習規定に定める科目	相当科目	単位	設置学部	摘要
学校経営と学校図書館	学校教育図書館論（Ⅰ）（*）	2	文学部 法学部 経済学部	必修
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性（*）	2		
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2		
合計		10単位		

2. 大学院レベルの図書館情報学教育

同志社大学では大学院レベルの図書館情報学教育は教育学専攻の中で行われている。教育学専攻は平成5年に修士課程を設置した。その時は諸般の事情により図書館情報学はカリキュラムの中に入っていなかった。平成13年を目処に後期課程（博士課程）を設置すべく文部科学省に申請した際に、学部および修士課程のカリキュラムを全面的に見直し、図書館情報学に関する学部のカリキュラムは上記したような形になった。大学院後期課程は「前期2年の課程」（修士課程）と「後期3年の課程」の区分制の博士課程とし、基本的には修士課程の教育理念と方針を踏襲し、さらにその上により高度な研究能力の習得を目的としている。図1で分かるように、学部教育および修士課程との連続性に重点を置いた、いわゆる積み上げ方式となっている。そこに、学部レベルでの図書館情報学教育も見直され、一つの柱になる必然性があった。また、修士課程も見直されて図書館情報学教育が一つの柱になった。教育学専攻の後期課程に関しては、基本的に積み上げ方式としながらも、近年の大学院教育の多様化に鑑み、他領域からの進学も考慮した指導体制になっている。

カリキュラムは、教育文化学系と生涯学習系に分けた指導体制を組み、すべての学生に参加を義務づける「総合研究」を設置し、そこで教員と研究課題を異にする院生との相互討論を通して、より広い視野のもとで、研究を深めることをめざしている。「総合研究」では大学院を担当する専攻教員全員が参加し、指導に当たる。カリキュラムは、研究指導の他に、一定の授業科目の履修を必須とするような編成になっている。すなわち、授業科目は教育文化学特殊講義系と生涯学習特殊講義系の2系列からなり、履修に関しては、指導教授の特殊講義を中心として、2系列にわたって16単位の履修を必須として課している。多様な研究領域の方法論を習得しながら、より広い教育学的視野をもった研究者や高度な専門家の養成にあたることになっている。

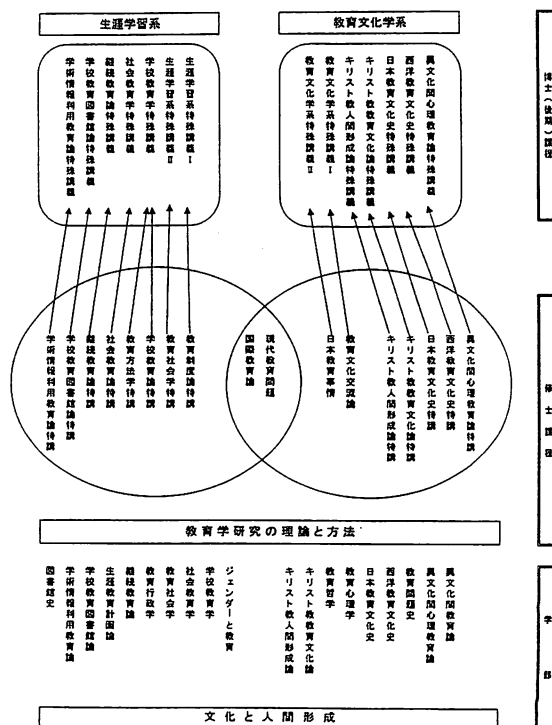
大学院レベルの図書館情報学教育は生涯学習系に入っていて、後期課程は「学校教育図書館論特殊講義」（4単位）と「学術情報利用教育論特殊講義」（4単位）の2つの講義科目と、「生涯学習特殊研究Ⅳ」と「生涯学習特殊研究Ⅴ」という博士論文指導のための2つの演習科目が設置されている。因みに、筆者の担当する「生涯学習

特殊研究Ⅴ」の指導領域は、以下のような記述をしている。

「高学歴社会、高度情報化社会及び生涯学習社会において、人々は市民としての責任を果たし、自己の人生を満足のいくものとするために、大学レベルの情報リテラシー（すなわち、学術情報の利用法）を身に付けて、主体的に情報を探索・入手・分析・統合していかなければならない。そのような学術情報を最も豊富に有しているところは国立国会図書館、大学図書館及び都道府県立図書館であり、人々はこれら図書館の利用法を熟知する必要がある。ここでは、大学教育における学術情報利用教育の意義、大学の情報リテラシー教育における大学図書館の役割、大学図書館における学術情報利用教育の理論と実践法、大学図書館の有する学術情報の市民への公開、等について理論的に解明し、研究指導する。」

なお、教育学専攻では図書館情報学も1つの柱になっている博士前期課程（修士課程）は高度な専門職の養成を目指すと同時に、後期課程への準備を目標としている。後期課程へ進学する場合、すべての学生が入学試験を受け、合格しなければならない。因みに、図書館情報学の分野で修士論文を書こうとしている前期課程の学生は、現在2人いる。

図1 教育学専攻博士（後期）課程と修士課程、学部との関係



日本図書館研究会図書館学教育研究グループの紹介

柴田 正美 (三重大大学)

1. 成り立ちの経緯

日本図書館研究会（以下「日図研」とする。）が研究助成金を出している研究グループは、現在10を数えている。なかでも、今から紹介する図書館学教育研究グループ（以下「教育研G」とする。）は、長い歴史と多くの成果を発表し注目されてきた。

現在活動している教育研Gは、「第2世代」と言えるだろう。

「第1世代」は、1972年12月に、当時の日図研・事務局長・故高橋重臣氏が提唱して活動を始めている。その活動の背景には、図書館学教育の新たな展開を目指して作成された「図書館学教育改善試案」（『図書館雑誌』66(2)1972.06）が、図書館学教育担当者ばかりでなく図書館界全体で論議すべき課題となっていたからである。図書館学教育を、狭い範囲で考えるのではなく、図書館利用者をも含めて大きな場で論議し、その成果を共有することが期待されていたと思われる。故小倉親雄氏・故森耕一氏といった図書館界のリーダーたちが積極的に参画し、論陣を張っていた事実もある。

しかしながら、財政的危機にあった日図研からは、これといったサポートも期待できず、研究活動は極めて困難な状況に直面し、日図研の理事たちが主要メンバーであったが故にその一研究グループのみを突出させることもできず、1977年度の研究大会での発表を最後に休眠状態に入ってしまった。

「第2世代」として復活したのは、1987年2月であった。きっかけは、1986年12月に開催された近畿地区図書館学科協議会席上での大阪教育大学・塩見昇氏の提案である。内容は、社会教育主事講習の内容が変更されようとしている状況を踏まえて、「時代の要請にそった」司書講習規程の改正を研究・準備し、かつ文部省に積極的に働きかけてはどうか」ということであった。近畿地区図書館学科協議会は、近畿2府5県に所在する図書館学関係科目開講大学によって構成される組織で、司書課程・司書教諭課程等のあり方について意見を交換する全国的にも特異なものである。塩見提案を受けて、故森耕一氏から図書館学教育研究グループの「再開」によって「検討の場をつくる」ことが持ちかけられ、1987年2月に第1回の会合が開かれた。この会合で当面の任務と方針として、①図書館法施行規則にもとづく司書講習科目

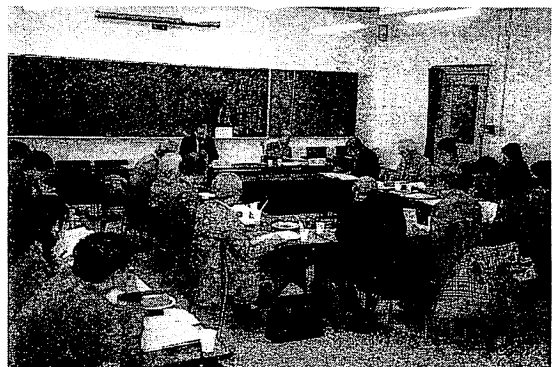
について単位数および組み立ての変更を含む科目内容の見直し、②近畿地区において学科レベル以上の図書館学開講大学を実現する、の2つを挙げている。

「第1世代」にしても「第2世代」にしても、日図研という学術研究団体をバックにして活動していることは、組織の継続性を維持できることと、適切な研究発表の場を確保できてきたという面で大きな意義をもっているだろう。既に90回を越える研究会・研究例会の報告は、日図研の会誌『図書館界』で着実に掲載され、研究例会等の開催案内も周知できる手段を確保している。そのことが、故高橋重臣氏の目指していた「図書館界全体で図書館学教育を考える」という姿勢にもつながり、図書館で働く人たちや、学校図書館司書教諭など幅広い参加者を呼び寄せることとなり、図書館学教育担当者だけに偏らない意見を集約する場となっているだろう。

2. グループ通信

教育研Gでは、「第2世代」発足以来、『図書館学教育研究グループ通信』（以下「グループ通信」とする。）を発刊してきた。その号数は2002年7月発行で「100号」に達している。すべての研究会・研究例会の内容が詳細に（『図書館界』での報告はスペースの関係から、かなり圧縮されている。）記録され、どのような関係資料が当日配布されたのかも知ることができる。また、図書館学教育に関わりのありそうな各種の会合の案内や報告も記録されているので、このグループ通信を読んでいるだけで多くの知識と情報を入手できる。

グループ通信は、教育研Gの研究会・研究例会だけで



例会風景

なく、JLA図書館学教育部会の開催する教育研究集会、全国図書館大会図書館学教育分科会、近畿地区図書館学科協議会等の状況がつぶさに記録されている。それらの会合等の開催責任者による公式記録ではないので、正確性に欠けるかもしれないが、会合参加者の側にたった「まとめ」がされており、雰囲気を知るのには有効な資料となってきただろう。

グループ通信は、100号を区切りとして電子媒体化が進められている。既にビットマップによるものとPDF化されたものが1枚のCD-ROMに収められており、配布が可能な状態になっている。さらに100号分を対象としてキーワード検索・人名検索等を可能とするデータの作成が始められており、それらを併せて入手できる機会も近日中にはやってくるだろう。

グループ通信の発刊は、研究会・研究例会に参加できなくても関係する話題についての共通理解を形成し、研究会・研究例会における論議の効率的な積み上げをねらったものであった。そのため当初は、研究会・研究例会に欠席したグループメンバーに対して郵送配布していた時期もある。しかし、メンバーの増加による郵送費の負担が大きく、日図研からの研究助成金を大幅に超える事態が続くなかで、現在は取りやめている。

101号（2002年9月刊行）からグループ通信は、装いを新たにした。B5サイズであったものをA4サイズとし、情報量の増加を図ったほか、作成担当者も交代した。記述のスタイルも変更されつつある。ここ数号は試行錯誤があるだろうが、新しい革袋に入った美酒の生まれることが期待される。

3. 活動と取り組んできたテーマなど

① 活動：研究例会は、原則として隔月（主として奇数月）の第4土曜日、14時から17時ころまで、開かれている。会場は、渡辺信一氏の尽力により、同志社大学構内で確保されてきた。毎回、1～2つの研究発表と、それに関わる研究討議を核とし、図書館学教育に関わる情勢報告や情報の交換が活発に行われる。また、図書館界で話題になっていることもしばしば提起・報告がされるので、非常に刺激的なものである。

② 取り組んできたテーマ：グループ通信の「No1-No100 総目次」が発刊されているので、それを見れば一目瞭然であるが、渡辺信一氏が『日本図書館研究会の50年』（日本図書館研究会 1997.11）にまとめている。

③ 要望書など：教育研Gは、研究団体であると同時に運動体としての取り組みも求められるところであるが、これまで社会教育審議会ワーキング・グループの「司書及び司書補の講習内容見直しのための素案」が成案と

なった場合の危機感から提出した「要望書」（1990年）、「大学院前期（修士）課程における特別選抜試験（いわゆる『飛び級』入試）合格者が司書資格を断念しなければならない事態について（要望）」（1991年）などを提出してきた。それらは全国図書館大会やJLAを通じて文部省当局なりへの意志表示となり、一定の成果を収めてきたものと思われる。

4. ゆるやかな世代交代

「第1世代」と「第2世代」とには、10年近くの休止期間があった。図書館学教育は、その間も着実に実施されており、授業実践の交換も少ないままに進行していた。こうした自主的研究組織の無いままでは、その新しい展開を期待することは難しいのではないだろうか。その後も、図書館を取り巻く環境も確実に変化しており、それに対応する図書館学教育の変貌も求められる。今後においては、教育研Gのような自主的組織を継続的に維持しながら内部から世代の交代を図ることが求められるであろう。幸いなことに教育研Gには、着実に次の世代を担う人たちが育っており、その人たちへの緩やかな移譲が始まっている。研究会・研究例会等には参加できなくても、その動きに関心を抱いていただき、時宜に応じてご指導とご鞭撻を図書館学教育部会のメンバーにお願いして駄文を終わらせる。

（日図研）図書館学教育研究グループ
第88回 研究例会 懇親・交流会



本年度図書館大会分科会報告

図書館教育部会は、本年度も図書館大会（第88回前橋大会）に第12分科会（図書館学教育）の主催者として参加した。今年度から職員養成の分科会がなくなったため、図書館員の専門性に関して当分科会が専ら担当するようになった。本年度の分科会は、「ネットワーク社会と図書館員の専門性」と題して、73人の参加者を迎え、10月24日に群馬県庁第294会議室で開催された。

高山正也図書館学教育部会長による開会挨拶の後、筑波大学・知的コミュニティ基盤研究センター杉本重雄氏が「IT時代の図書館員に求められる専門性」と題する基調講演を行った。デジタルライブラリ研究の第一線で活躍されてきた杉本氏は、杉本氏自身とデジタルライブラリの関わりに始まり、ミシガン大学をはじめとする米国の図書館学教育の実態等を紹介していった。そして、現在の図書館員に求められる専門性は、かつての図書館員に対して理念的に想定されてきた専門性と本質は変わるものではないものの、現実の図書館情報学で扱われてきた知識あるいは図書館員の養成課程が対象を建物としての図書“館”だけに終始して対応しきれないくらいがあることを指摘している。その意味で、図書館員には情報技術に関係する新たな知識が要請されていること、またその専門性は“館”の中だけに通用するものではなく、より広い“館”の外でも通用するように志向すべきであると主張している。

次に東京大学大学院教育学研究科根本彰氏による「高度な専門性を支える図書館学教育のあり方」が二番目の講演として行われた。この講演では、最初に昨年度の第12分科会の講演や議論をまとめ、こうした議論を一過性

のものに留めずに蓄積していく必要性が主張された。次に昨年度の第12分科会で話題になった臨床心理士と司書の比較、あるいは法令上の制度の観点から見た学芸員と司書の比較を通じて司書の専門性あるいはそれを支える養成の問題を取り上げた。さらに司書の養成課程に関する日本図書館情報学会の取り組みまで幅広く報告された。

三番目の講演として駿河台大学文化情報学部岸田和明氏が「図書館学を取り巻く情報技術と図書館学教育」を行った。情報検索研究者としての立場から情報検索演習の事例の紹介を通じて情報というものに対するセンスあるいは原理の把握を可能にする教育の必要性の指摘、そしてセンスや原理の把握を目指した駿河台大学文化情報学部の事例報告が行われた。また、世の中の人々が『緊急的』に必要であるにも関わらず、そのための知識・技術がないために自分で処理できない事柄を処理できるという意味での専門性が図書館員には存在していること、しかしその専門性は情報技術の進展によってこれまで以上に分化していくこと、そして分化した図書館員の専門性を支えるためには画一的な図書館学教育では不十分になりつつあることが指摘された。

そして、これまでの講演を元に、講師をパネラーとして、「ネットワーク社会と図書館員の専門性」に関するパネルディスカッションを行った。図書館員の専門性の内訳、司書資格養成のレベル、司書課程の単位数の問題、法律と資格の関係、現在の図書館員の専門性の程度などについて、フロアの参加者を交えて、活発な議論が行われた。

（文責：大谷康晴）

IT時代に司書が生き残るために



浅野 次郎

本年度図書館大会第12分科会のテーマは「ネットワーク社会と図書館員の専門性」であり、最近のネットワーク、電子図書館の発達と図書館員の専門性との関わりについて議論された。

基調講演 杉本重雄氏（筑波大学・図書館情報学系）
「IT時代の図書館員に求められる専門性」

まずIT時代の図書館を取巻く環境下で、米国におけるライブラリスクール模様替え、廃止に至った事情について紹介した。図書館員の専門性について“情報を必要とする利用者に対し、適切な情報、情報資源を提供する”という基礎的専門知識の上に、IT、主題領域に関する高度な特化した専門知識の必要性を、しかも外部にも通用するものである。と強調された。このことは他の2人の演者も触れている。

講演 根本彰氏（東京大学）
「高度な専門性を支える図書館学教育のあり方」

昨年紹介された臨床心理士と司書の専門性比較表により臨床心理士の質的コントロールに触れた。司書は法制面で国が関与しているのに高度な専門性確立といえず、臨床心理士は協会認定制度、資格も5年毎の更新一規制緩和、まさに司書制度にとって反面教師、司書の問題点としてあげた卒業生の需要構造と無関係な養成、各養成機関間の没交渉、大学、専門図書館の資格制度の欠如などいずれも緊要のことである。

講演 岸田和明氏（駿河台大学）
「図書館学を取り巻く情報技術と図書館学教育」

これからの図書館員には一層の情報技術への習熟を要請されることになるが、その影響は“専門性の分化”であるとし、情報検索専門家が同時に児童サービス専門家である必要はないと述べた。駿河台大学の事例として司書課程科目＋主題知識か司書課程科目＋情報関連知識か、などを提供していると紹介した。

分科会シンポジウムを通じての私見

「司書科目20単位」はあくまで法定基礎科目である。一方省令改正時予想できなかったその後の急激なIT化の

進展を考えると現行制度は現状に適合しなくなったと言えよう、特に大学、専門図書館などではその傾向が強い。これらの館種では電子図書館は既に試行段階を超えているが、現行科目ではいくつかの科目の中の「図書館の未来像」等で触れるしかない。図書館情報学コースを置く大学では30単位以上開講しているようである。しかし現行20単位への改正ですらかなり反対があったようで、今の司書はそのまま、IT関連、主題知識などについて教育部会案を基礎にまたはさらにに単位を加算し、その内容は教育部会、日本図書館情報学会など関係団体で検討し認定科目とし、環境の変化に合うよう折々見直すことが必要である。これら高度な専門教育修了者には例えば「特別司書」等の名称を与え、積極的にPRする。ちなみに学術審議会の平成5年12月16日付答申「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」の中でも「…大学図書館が必要とする有為な人材の育成・確保のためには、司書資格とは別に、大学図書館の専門的職員として必要な高度の知識・技能を修得するシステムの整備が望まれる…」と述べている。筆者の大学図書館の経験でも司書資格は採用条件とはならなかった。公立女子短大の経験でも入学定員の50－60%の司書課程の受講者のうち5年間に公共図書館に司書として採用されたものはほんの数名でむなしさを覚えた。取れるものは何でも＝筆筒の荷物論？もはや現行の司書資格ではIT化時代の専門性として限界に達しているといえよう。そのことが図書館自体への不信感さらに無用論へ到達することを憂う。

専門性における社会的要請



笠井 詠子（帝塚山学院大学）

今年度の第12分科会（図書館学教育）は「ネットワーク社会と図書館員の専門性」をテーマとし、まず杉本先生よりIT時代の図書館員の専門性について講演があった。その中で、ネットワーク社会の広がりにより、図書館は従来の物理的な館から広く情報資源を扱う仮想的なサービスの館としての視点が必要であると触れられ、加えて図書館員の知識や技術（専門性）が図書館の外でも有用であり、その有用性を広めるべきという指摘があった。



開会挨拶をする高山部会長

私は企業が運営するビジネス系の専門図書館での現場経験があり、当時は利用者からのさまざまな検索依頼に日々対応していた。毎日数百件の検索依頼があるため数十名の検索スタッフで処理にあたった。館内の情報源に限らずオンラインデータベースを含めた各種情報源を利用しての検索回答業務であったこともあり、サーチャーの資格も取得し、館外のサーチャー（多くは企業人）と交流する機会へは積極的に参加した。館内外の多くの検索担当者として接して気が付いたことは、同僚に司書有資格者がほとんどいないこと、そして多くのサーチャーは検索業務を専任で行わず他の業務と兼任しているという事実であった。

サーチャーの多くは一般の企業等の一部署に属し、多様な業務の一つとして検索業務を担当している。そのため、その部に配属になったことを契機に検索の知識や技術を初めて習得するといったケースは珍しくない。また私が所属していた図書館も、企業によるビジネスとしての図書館運営であったためか司書の必要性という認識は低く、採用では司書資格の有無より主題分野の知識が重視される傾向にあった。

企業活動において情報収集は必須であり意志決定に重要な役割を果たす。情報担当者は図書館という器の中にいなくともこの任務をこなし、多種多様な検索ニーズにえている。そこで必要となる知識や技術は図書館員の専門性と重なる。しかしその業務に司書有資格者が従事しているケースはあまり聞かない。これは講演やパネルディスカッションで話題に上った「司書の専門性における社会的認知の低さ」に通じると言えるだろう。が、逆に捉えればこの専門性は社会的に要請されているものであり、市場性があると考えられる。専門性を社会へPRすることの重要性について分科会で指摘があったが、認知が広まることによって企業が素人とも言える人材を情報担当者として配属するというミスマッチや司書有資格者としての低就職率という現状の改善に結びつくことを期待したい。

ところで、分科会において図書館員の専門性の定義として「世の中の人々が『緊急的』に必要なものであるにも関わらず、そのための知識や技術がないために自分で処置できないことがらを処置できる」ことが挙げられた。緊急性の程度は図書館員の種類や業務の種類で異なるとした上で、「特許代行検索における網羅的検索」と「子ども向けの本のアドバイスを求める親への児童サービス」の

二つが専門性の分化の例として示された。ここでいう緊急性とは、世の中の人々が自分自身で一から知識や技術を習得して処置するには時間がかかることについて、効率から考えてその処置を能力のある図書館員に委ねるという意味でのものと思われる。

私自身が特許代行検索に携わっていたこともあり、過去取り組んだ特許検索について考えると、一つのテーマについて網羅性を追求し長期にわたって検索し続けることも珍しくなく、そうなってくると急を要すといった要素はだいたい薄れてくる。そう考えると依頼者は情報要求内容における効率性を相対的に選択しているとも言える方がしっくりするような気がする。

いずれにしても情報専門職は利用者に適切な情報資源を適切なタイミングで提供するという基本的な役割が求められているのであり、この要請に応えられる多様な人材がますます必要となる時代である。

社会との相互関係を視野にいた図書館員の専門性

成井 恵子（茨城女子短期大学）

全国図書館大会の図書館学教育分科会には、継続して出席している。省令改正に伴うカリキュラム内容の改正と専門性の議論は、有意義で自分自身の課題として密接に受け止めた。所属する短期大学での授業構成という問題意識が、緊張感を与え、司書課程での教育の専門性について真摯に検討し、当時の文部省の許可も受けた。

その後、短期大学の冬の時代の言葉とともに、教育者



基調講演 杉本重雄氏

として図書館職員の、図書館学教育の専門性を追求する意向が、私のなかで濁ってしまった。社会全体の流れからすれば、知る権利を保障する図書館活動は、そこに働く職員の専門性によって支えられることが必然である。しかし、現実の図書館職員全体が司書で構成されているわけではない。この事実が、司書でなくとも図書館で仕事ができると考えられ、その専門性が社会概念として明確でないことに、自分の行っている教育という行為の存在感が薄れ、じわじわと空洞化してきた感じがする。

さらに、司書課程という資格取得プログラムの脆弱さが加わる。図書館実習を行った生徒が、進路の変更を理由に離脱していく。また、就職に有利に働かないと、資格取得を断念する。受講学生のすべてが、専門職になる意識を持っているのではなく、何か資格が欲しいのである。図書館で働きたいと強い希望をもつ学生に、公務員試験の勉強もという、表情が暗くなる。私のなかで空洞化が累積していく。

昨年（岐阜大会）の分科会では、図書館には、専門的職務と非専門的職務があり、これらを分離していくこと、また、司書に専門職性があるのか、あるとすればそれはどのような要件か、また、現行の図書館職員制度の弱点と改善の必要が示され、多面的に議論された。その過程で、資格試験の必要性や、司書のグレード制の導入、館種別資格の制度化等々が浮上してきた。

それを受ける形で今年（群馬大会）は、IT時代が求めている図書館員の専門性を凝視し、修士課程、認定協会による大学院の指定、資格試験等の質のコントロールと、司書に対する社会の要請との関係の緊密性、図書館員の専門性の根拠を明確にする必要等が提案され、これらの研究・検討のために、図書館情報学教育共同研究が準備されていることも示された。さらに、情報技術の進展が図書館員の専門性に与える影響も指摘され、画一的な教育ではなく、専門性を分化して対応（成熟）すべきではないかとの提案もあり、社会との関連を視野にいて専門性を議論すべきと示された。この点において、私の空洞化がすこし停止したように思った。

その理由は、茨城県の司書教諭養成のプログラムの中で、5か年間、現職の教諭への司書教諭講習を実施してきたが、その講習受講者が、図書館の重要性を初めて認識したと、声を強くしたからである。図書館と図書館の理念、目標、業務内容、サービスの種類等について、これ



講演1 根本 彰氏

ほど奥の深いものとは理解していなかったとレポートに示していた。司書教諭の2科目4単位の講義内容であったが、これは私にある衝撃を与えた。教育現場という制約はあるものの、図書館の活動内容が、社会一般には、あまり理解されていないという現実との対面であった。

講習で、司書教諭の重要性を理解し、司書教諭の実施する様々の内容も学習したけれども、自分の学校に戻って内部での共通理解を得ることが、簡単ではないとの表情であった。司書教諭の仕事を始める前に、学校図書館についての教職員の共通理解を得なければならない現状のようであった。

この経験から、専門職としての司書、司書教諭が、各種の図書館を経営・運営すべきことを、社会の多くの人々に対して表明し、社会全体から認知されなければ、専門性は成熟していかないと、痛感したのである。

図書館界内部では、図書館職員の専門性の多面的な研究を重ねるとともに、その研究の、検討・実践の結果を広く一般社会に表示して、共通の認識が形成されるようにしなければならないと考えている。社会と図書館の緊密な相互関係のある、そのなかでの専門性の確立ということが重要になると考えている。



「専門性を有した司書養成のために」

廣田 慈子（米沢女子短期大学）

今回の図書館大会分科会では「ネットワーク社会と図書館員の専門性」という大変興味深いテーマで行われ、

昨年度の岐阜大会に引き続き図書館員の専門性、専門職としての司書を養成することの重要さと難しさについて勉強させていただきました。今回のテーマは「ネットワーク社会」という言葉に表されているように図書館を取り巻く情報技術の急激な展開と、それら情報技術に対応できる図書館員の能力、役割を専門性としてどのように身につけさせるべきか、という点が大変興味深いものでした。

私自身は教育側の立場にたったばかりの若年ではありますが、それでも司書課程科目を学び司書を目指す学生達に「図書館員の専門性」というものを実感させることには苦労しています。司書課程を履修している学生からはよく「図書館員がこんなに面倒な仕事をしているということを知らなかった」「図書館員がこんなことまで出来るなんて知らなかった」という話を聞きます。司書課程を選択しない学生にいたっては図書館で図書館員が何をしているのかさえ知らないというのが実際でしょう。今回の講演内容やディスカッションでのやりとりでもありましたが、対外的に見て図書館員の専門性というものが認められていない、それに対するアピールが弱いということは、図書館情報学教育を行う上でも重要な要素であると感じます。今回のパネルディスカッション時の質問にもありましたが「図書館員、図書館情報学の専門性」というものを社会的に認知させる為に、図書館情報学教員として何をしてゆくべきなのか、その点を深く考えさせられました。

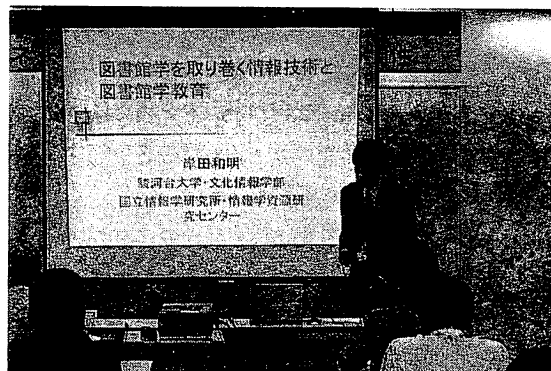
特に現在の図書館を取り巻く状況にはかなりの変化があり、図書館自体の存在性でさえ曖昧になりかねないような状況があるかと思えます。図書館の基本的な役割である「情報を欲する利用者への適切な情報資源の提供」という点ひとつとってみても、インターネットやWWWによる情報源の多様・増大に伴って、今までとは違う知識と技能でもってサービスを行う必要がでてきているわけです。特に新しい情報技術の特性や利用方法への理解、それらを十二分に使いこなした提供できる能力を有する図書館員が求められてきています。司書課程科目では「情報検索演習」科目が新たに設けられ、電子ネットワーク社会における対応もないわけではありません。

しかしながら自身の勤務校では「情報検索演習」科目を受講するにも、コンピュータの操作技能が不十分である例が少なくありません。司書課程科目としてコンピュータ・リテラシーに関わる別科目が定められてい

い以上、カリキュラムとして規定するすべがなく、いきおい「情報検索演習」はコンピュータ・リテラシー内容から始まり、限られた時間の中でハウツー的な知識を教授するのが精一杯であったりもします。岸田先生の講演の中でもありましたが「司書課程科目だけでは足りない」というのが、現状の情報化社会の中では感じられるところではないでしょうか。岸田先生の勤務される駿河台大学では「+α」の図書館員養成を試みられているとのことでお話いただきましたが、与えられる司書資格は同じものでありその違いを社会的にアピールできないことが問題だと思います。

司書課程科目のみの経験しか持たない司書課程学生よりも、情報リテラシー関係の科目を十分に受けた学生の方がより効果的な情報検索が出来る場合も多いと感じます。実際、自身が担当する「情報検索演習」科目のみの状況では、同じような検索は出来ても応用する検索手法を取れる学生を多く育成できている自信はありません。それでも同じ司書としての資格を有して出てゆくことになります。それは教員である私自身の責任でもあります。

情報技術が飛躍的に発展し情報技術利用が一般化する中、「自分でも出来る」という利用者の意識を超える図書館員の専門性を考えるならば、「自分で出来ないことを出来る司書」としてのアピールが必要であると強く感じました。情報機器の操作がどんどん容易になる中で、情報検索のエキスパートとしての図書館員の専門性をどのように社会にアピールしてゆくか。そしてその能力に対するアピールを裏付けるだけの教育を、十分学生に与えることができるのか。特に新米教員の一人として、学生が胸を張って自ら専門性をアピールできるような教育をしてゆかねばいけない責務を強く感じた一日でした。



講演 2 岸田和明氏

第12分科会の印象

福田 都代（北海学園大学）

今回のテーマは「ネットワーク社会と図書館員の専門性」ということで、電子図書館との関連でアメリカの図書館情報学教育の新しい動向など、刺激的な話題が出て、有意義であった。私事だが、勤務先の大学では図書館学課程を1部と2部の時間帯で開講しており、22単位を履修した者に対して司書資格を与えている。2部には図書館現職者や図書館ボランティアを志向する社会人が受講しており、その年齢層も20代から60代に及んでいる。彼ら社会人受講生は受講にも積極的であり、様々な要望を出してくる。従って単に図書館情報学初心者の学部学生だけを対象に教えている課程と違う難しさを日頃感じている。自分の置かれた状況に照らし合わせて、分科会における3つの発表を拝聴して感じたことを以下にまとめてみたい。

まず、過去何度も様々な機会に争点にのぼりながら、司書の資格認定試験がいまだ実施されていないことについて今回は根本先生が話題にあげた。近年の資格重視の傾向を反映して、私の大学では図書館学課程の受講者は年々増加の一途をたどっている。好意的に解釈すれば、情報リテラシーを身につけようと考えている学生がいるためとも言えなくもない。しかし、受講者が増えると、学生のレベルの格差が歴然としてくる。私自身は電子図書館の出現で図書館の世界で要求される情報技術が多様化しているにもかかわらず、一定の単位を取得しただけで、司書の資格がもらえる現行の資格制度は時代にそぐわな

い面があると感じてきた。そのため全国的な資格認定試験の導入に日本図書館協会としてもっと積極的に取り組む必要があるのではないかという印象をずっと抱いてきた。北海道では公共図書館の司書会という組織があり、年に1回集まって講師を呼んで勉強会を開いているが、このような勉強会にも全く参加せず、最新の図書館の動向に全く関心を示さない図書館職員が存在する。臨床心理士のように5年ごとの審査を導入することによって一定の水準を保つというところまでは無理かもしれないが、もし今後、司書資格を得ようとする人達に資格認定試験を導入するのであれば、現職者に対するリカレント教育の実施も必要になってくるのではないだろうか。

この問題に関連して、今回話題には出なかったが、大学図書館で専門性の高い司書に学術司書という資格を与えている国がある。大学図書館では公共図書館以上に主題知識が問われることがあり、日本でも利用者教育で学生を指導する専門家としての役割を担っている図書館員もいることから、やはりこの資格についても多少考慮してみる価値があるのではないだろうか。たとえば、情報処理試験のように司書の資格認定試験に1級・2級というランク付けを導入し、学術司書に相当する経歴と適性のある人に1級を認定することもありうるだろう。

岸田先生の言われた「情報検索には資料組織の知識が不可欠」という点には全く同感である。「分かち書き」のことが例に出されたが、新カリキュラムの策定以後、刊行された資料組織系のテキストでは「分かち書き」にページをさいているものはほとんどない。数年前、私の受講生でSEの経験がある大学図書館員から「分かち書き」について教えてほしいという要望が出されたので、以後、資料組織系の科目の講義1回分をそれにあてるようにしている。「分かち書き」については図書館業界では知っていて当然の常識とされているが、初心者には最低限、説明が必要だろう。

今後、小中高校で総合的学習を体験し、メールやインターネットを自由自在に使える世代が大学に入学してくる時代が来ることから、図書館情報学教育においては、さらに高度な情報リテラシー教育が要求されるだろう。そのため、特に情報検索や資料組織系の科目における我々の教育手法も常に鮮度を保つ必要があると痛感させられた。



パネルディスカッション

全国図書館大会 第12分科会 アンケートより

まず、部会員かどうかをお答えください。

部会員 (17名) 非部会員 (19名)

Q 1-1 今回の分科会における全体的なテーマの設定はいかがでしたか。

適切だった (29名) 適切でなかった (1名)

-2 何かが意見があればお書きください。

1. 専門性を高めるための現場での具体的な実践例も紹介されると良かったと思う。
2. 司書資格のある人への再教育? というか研修についても、もう少し具体的に教えていただきたかったです。
3. 私が考えていたのと違っていました。
4. 司書のステータスの問題が大きくテーマから離れていたように思う。

Q 2-1 今回の形式 (講演 3 本 + パネルディスカッション) はいかがでしたか。

よかった (28名) よくなかった (1名)

-2 何かが意見があればお書きください。

1. 図書館現場からの発表もあれば (よかった)、どういう能力が必要とされているのか、なぜ図書館には専門職が必要なのか。(など)
2. ディスカッションの内容が講演の内容からはずれていってしまった。
3. このテーマはやりづらいものだったので、関係者の皆様ご苦勞様でした。

以下、自由にご意見をお書き下さい。

1. ドイツ、フランス、北欧の先進的事例も知りたい。アメリカ、イギリスの紹介が多いので。
2. 「図書館年鑑」における全国の図書館学講座の一覧表で、記入もれなどがありますが、教育部会の係わりはあるのですか。
3. スケジュール過密。休憩時間をせめて15分～20分。講演一件減らし、パネルディスカッションを30分延長しては。
4. このテーマは現幹事会が改組されて終わってしまうのはいけないと思います。是非次期へ引継ぎしてください。
5. 全国図書館大会に来ている人はすべて、図書館はえぬきではありません。それにしても、専門用語が多すぎるくらいがあります。わからない事が多すぎて、質問になりません。もし、図書館しか知らない人が、「福祉」や「保険」や「税」の専門用語を聞いて「わかっていそうが。」といわれても困惑するのが普通だと思います。教える側にとって考えなければならぬと思います。
6. 渡部先生のおっしゃった「図書館員だけが医者や弁護士と違って自分たちの専門性を議論しがっている」という意見が、目からうろこでした。確かにそうだなと思います。パネルディスカッションが一つの答えが出たわけではないですが大変なになりました。
7. 根本先生の「図書館大会は年度ごとに新しいテーマを掲げ…蓄積と反復に乏しい」とのご指摘は、まさにその通りだと思います。その点、今年のテーマ設定と三人の先生方の講演は近年の課題を踏まえて現代の当面の課題に迫るものとして適切であったと思います。今後はこのような教育部会の有り様をもっと一般の会員にも知らせたり、現場の方々の様々な問題点や要望を聞くことなどが大切にならうかと思しますので、何卒よろしくお願いします。
8. 教育を受ける側として、どのようなことを意識して、勉強していったら良いのか、ということを知りたかったのですが…。今後の検討事項、勉強方法として参考としていきたいと思します。
9. 講演はどれも興味深く、特にパネルディスカッションは個々の意見が飛び交い図書館員の今後の課題が浮き彫りとなったように思します。
10. ご苦勞さまでした。感謝しています。

11. ①盲学校の図書館で働く教員です。障害者サービスを担当する図書館員の専門性を考えるヒントが欲しくて参加しました。情報ネットワーク社会となり、視覚障害者の図書館への期待感に変化が生じてきているように思っています。この期待に応えられるような図書館員こそ、専門性豊かな図書館員ではないかと思いました。②プロダクションサービスが図書館で位置づいている大学があるそうです。(杉本先生) (日本の図書館ではメディア変換という言葉があります) 情報ネットワーク社会の下、プロダクションサービスが普及するなら、障害者に喜ばれると思います。
12. 各方面からの検討があつて参考になった。
13. 県立図書館に司書職で勤めています。司書講習で資格をとりましたので、何か自分には足りないのではという思いをいつも抱きつつ仕事しています。専門性=知識と技術、館種によっては大きくちがうのだろう、と思いました。
14. 賛成、反対の意見が多く出るようなトピックを考えて頂きたい。例: 20単位で司書資格は十分か否か?
15. ありがとうございます。
16. 初めて参加しました。専門性の確立、時間がかかると思いますがあきらめずに目指してゆきたいものです。
17. 公共図書館で勤務しておりましたが、4月から市役所に異動になりました。2～3年は図書館に戻ることはないと思います。これから司書資格をとる人も大事だと思いますが、現職司書や移動などで現場を離れている司書、過去に資格をとった司書などの研修 (再教育?) をもっと充実させることはできないでしょうか? 既に資格をとっている人が多いのですからその部分を強化することが、専門性の質を高めることになるのではないかと思います。ありがとうございます。
18. 図書館員の専門性を磨くことは大切だと思いますが、一部の人のみにしか司書の専門性は見えません。もっと多くの人に司書の仕事を知ってもらわないと、せっかくの司書の資格が活かさないのではないかと思います。
19. 初めての参加で、公共図書館に勤めているせいか、当たり前のように飛び交う専門用語についていけませんでした。素直な感想としては、現在図書館員として働いている者への定期的かつ実務的な研修を全国レベルで行って頂きたい、と思います。地方にいますと、その日その日の仕事で完結してしまい、なかなかレベルアップが出来ませんし、地区の研修会等に参加しても今回のようなお話しは何えせん。是非地方のレベルにも目を向けて頂きたいと思いました。「教育」を、これから始める人に対してだけでなく、現在必要としている人に対しても考慮頂きたいです。
20. 講師の内容はそれぞれ何えてよかったと思う。図書館という関係を、現実の図書館・司書というところにとどめず、考察することでも、図書館学・図書館・司書というものを再構成させることになると思います。それとともに、現実のありようへの改良は、やはり図書館学教育の側、研究の側に厳しく問われることが大きいと思う。
21. やはり時間不足。
22. 「専門性」の取得? 研修が公共図書館として必要なのか疑問に思った。
23. 新しい資格作成もさることながら、「司書」の資格取得自体を考えてもらいたい。「司書」という名の仕事が出来ない人が図書館に配属されることによって、ますますどうでもいい資格になってきている。運転免許証の一種資格と同じとするならば、どんどん出せばいいし、二種資格として流通させるのなら (実際はこうなっている) 現状は改革するべきだと思う。
24. 講演は大変興味深く刺激的であった。パネルディスカッションも興味深かったが、「ネットワーク社会」の観点が少し抜けていたと思う。
25. 現在私の所属している大学図書館では、インターネットで情報検索が可能になったためか、来館者数が前年度に比較して減少している。このことも考慮に入れて、ネットワーク時代に図書館が何ができるかを考えていきたい。

編集後記

50周年を祝う日本図書館情報学会の来年の会場は、筑波大学春日キャンパス。山本氏が言及されている『図書館情報大学同窓会橋会八十年記念誌』は、4,000円で購入できるそうです。さて、今年は、厳冬? 冬らしい冬を迎えることができそうです。どうぞお風邪などお召しにならぬよう、ご健康にご留意ください。(Y S)